

# きたうら

第32号

発行所 北浦村大字山田  
北浦村役場  
発行人 真家襄之  
印刷所 石崎印刷株式会社  
電話(鈴田)一四八番

## 議会だより

昭和三十五年度第三回定例会は、九月十九日より、同二十六日、三十日の三日間開かれた。議案可決されたものは次の通りである。

1. 北浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

(理由) 国家公務員の一般職の給与に関する法律の一部を改正する法律が本年六月九日法律第九三号として公布施行されたので、本村職員の給与制度についてもこれに準じて改正の措置をなした。

2. 北浦村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

(理由) 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律の施行に伴い本村職員の旅費に関する条例

3. 北浦村の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。

(理由) 本村就業規則に規定する事項として改正した。

4. 普通財産処分について。

(理由) 小貫小学校々内木造平屋建トタン葺右建物は本年度実施の校舎増築工事に支障があるので売却処分をきめた。

5. 教育委員会委員の任命について。(別項参照)

6. 北浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

(理由) 現行の月割賦課方法による

7. 昭和三十四年度北浦村歳入歳出決算及び特別会計決算認定について。

8. 昭和三十五年度北浦村歳入歳出追加更正予算について。

9. 昭和三十五年度特別会計北浦村国民健康保険歳入歳出追加予算について。

10. 教育委員会委員任命について(欠員補充、別項参照)

11. 予算外義務負担について農業改良資金助成法、及び茨城県農業改良資金貸付規定に基き農業者等が県から技術導入資金を借り受けることにより負担する債務を左記により当該農業者等と連帯して保証することをきめた。

12. 潮来町外二町一ヶ村伝染病隔離病舎組合規約の一部を改正する規約について。

13. 北浦村特別職の職員で常勤のもの給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

(理由) 北浦村職員に適用する条例改正の例にならう改正した。

14. 北浦村議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

(理由) 本郡町村議会議員の報酬月額とは他郡町村に比較して低額であるので、郡町村会において打合会を開き協議の結果町村の規模等勘案し均

15. 教育長の給与勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

(理由) 北浦村一般職の条例改正の例にならう改正した。

## 秋の交通安全運動

雨の降らない日はあつても交通事故の起きなかつた日はないといふほど、毎日のように県内のどこかで悲惨な交通事故が繰り返され、ますます増加する一方です。

この十一月から八月までの間に発生した事故は二、二四二件で、昨年同様に比べ一三〇パーセント増となつており、このため死亡者一三八人、負傷者二、一九五人、物の損害二、七五〇万円といふ犠牲を出しています。

このような現況のために、きたる十月二十一日から三十日までの十日間、全国いっせいに秋の交通安全運動が行われることになりました。

この交通安全運動は、道路を利用するすべての人々が交通規則を正しく守り、交通道

と、国民健康保険法の規定による被保険者が健康保険法又は船員保険法の規定による被保険者の資格を取得したときは保険料を二重に徴収されることになるので是正改正をした。

7. 昭和三十四年度北浦村歳入歳出決算及び特別会計決算認定について。

8. 昭和三十五年度北浦村歳入歳出追加更正予算について。

9. 昭和三十五年度特別会計北浦村国民健康保険歳入歳出追加予算について。

10. 教育委員会委員任命について(欠員補充、別項参照)

11. 予算外義務負担について農業改良資金助成法、及び茨城県農業改良資金貸付規定に基き農業者等が県から技術導入資金を借り受けることにより負担する債務を左記により当該農業者等と連帯して保証することをきめた。

12. 潮来町外二町一ヶ村伝染病隔離病舎組合規約の一部を改正する規約について。

13. 北浦村特別職の職員で常勤のもの給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

(理由) 北浦村職員に適用する条例改正の例にならう改正した。

14. 北浦村議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

(理由) 本郡町村議会議員の報酬月額とは他郡町村に比較して低額であるので、郡町村会において打合会を開き協議の結果町村の規模等勘案し均

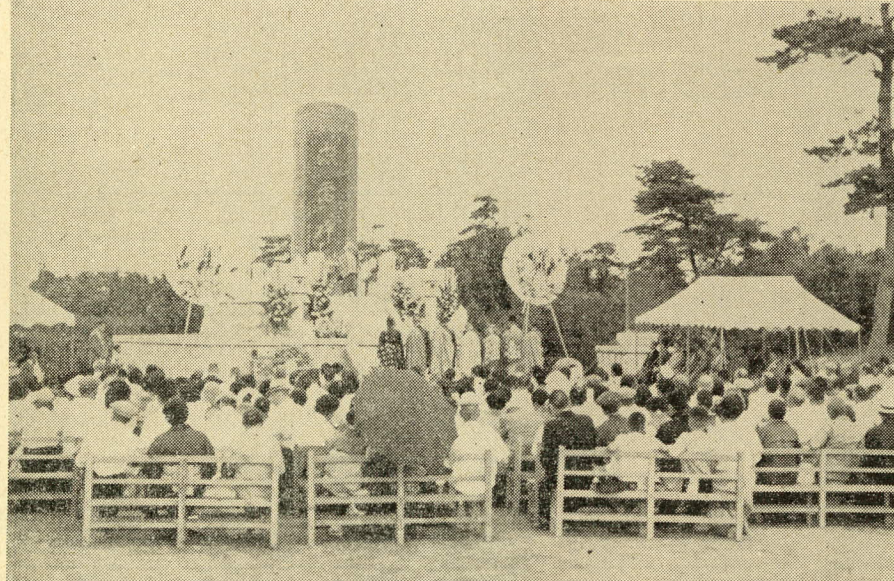
15. 教育長の給与勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

(理由) 北浦村一般職の条例改正の例にならう改正した。

## 忠霊碑

### 除幕式と慰霊祭

英霊三百八十名の功績を永く顕彰するため村民総意によつて立派な忠霊碑が建設され、九月二十五日午前十時より除幕式を兼ねて戦没者慰霊祭が遺族三百三十名来賓並びに村民多数参加真祭主祭主のものとごそかに執行された。立派に建立された忠霊碑を拝みご遺族のかたがたが在りし日の子や夫を兄を弟を想ひたす英霊のごめいふくを祈るすがた私共はご遺族のご多幸を心からお祈り申しあげました。



除幕式ならびに慰霊祭

## ●今月の税金

### 固定資産税 第三期の納入月です

各公民館分館出張徴収は二十九、三十一日の二日(三十日は日曜日でお休みします)

衡を失しない範囲において適正に改正するよう結論に達したので改正した。

15. 教育長の給与勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

(理由) 北浦村一般職の条例改正の例にならう改正した。

## 「楽しいわが家」の写真コンテスト

郵便局の簡易保険はこんど契約高が2兆円を突破したので、これを記念して「楽しいわが家」を主材した単写真を一般から懸賞募集することになった。応募規定は次のとおりであるがなおうれしいことは郵便局へ問合せてほしいと言っている。

- ①「楽しいわが家」を主材としたもので、サイズはハツ切、締切は11月10日、発表は11月下旬  
送り先は 東京中央局区内 東京郵政局 保険部指導周知係あて
- ② 賞金は 1等 1万円と楯1名 2等 5千円と楯2名 3等 3千円と楯3名  
入選 1千円 20名 佳作記念品50名 なおこれらの入賞者には全部富士フィルム賞が贈られる

## ◆北浦中第三期工事

北浦中第三期工事(前号でお知らせした通り)は天候に恵まれ、資材の入荷がよいので工事も着々進捗している、九月末にて工事工程は一五%である。この分で工事が進捗すれば二月上旬に竣工が予想される。

◆繁昌小文部省の全国学力調査の指定校となる

昭和三十五年度全国学力調査の指定校として文部省から指定された第六学年生七十二名に実施された、テストは麻生地方教育事務所主事飯島正彦先生、補助員は同校の泉治教頭、高橋敏先生が委嘱され、この結果は明年二月中旬に発表される予定である。

◆教育委員長の教育長改選

本村教育委員長横田太助氏教育長、勢司治雄氏は去る九月三十日任期満了したが九月十九日の村議会承認され、九月二十六日の教育委員会において両氏とも留任と決した。

◆教育委員の異動

本村教育委員会清水信委員は一身としての都合により退職、後任として元要小学校長海老沢金司氏が九月十九日の村議会において承認翌二十日から就任した。

◆新城小の便所及

新城小学校便所及びび渡り廊下(延十九坪)移築工事は去る八月六日から山田の山口工務店の請負にて工事を進めてい、ましたが工費二十九万にて九月二十日立派に完成した。

◆北浦中産業教育研究指定校に指定される

昭和三十五年度文部省の産業教育研究校に指定されたので村においては三十万五千円(内国庫補助金十五万)の予算を追加した。

◆北浦中理科教育補助金十二万円交付される

北浦中では昨年度理科教室の整備をはかつたので、本年度理科教育用品の充実をはかるため補助金が交付されるので村では二十四万五千円(内国庫補助金十二万)の予算追加した。

◆山田小にも理科教育補助金交付される

村予算十二万四千円(内補助金六万二千円)追加し備品等の購入を始めたので三十六年一月末までに新しい機械器具が相当充実される予定である。

## 本村の人口

(9月末日現在)

|     |         |
|-----|---------|
| 男   | 6,117人  |
| 女   | 6,665人  |
| 計   | 12,782人 |
| 世帯数 | 2,174   |

九月十四日北浦村子供会後  
援会連絡協議会（会長内田文  
雄氏）主催、新城小子供会後  
援会連協（会長清水忠太氏）  
及び新城小PTA後援で新城  
小学校を会場に百九十余名参  
集研修会が開会された。講師  
には県母子福祉課上田忠義先  
生麻生地方教育事務所、堀井  
健徳先生で指導者の体験発表  
につづき講演やレクリエーシ  
ョン指導等受講者は一日を熱  
心に研修し子供会発展のため  
大なる成果が期待された。

## う

第一報 (九月二十五日現在)

| 設置年月日  | 組合名称  | 組合長名  | 員數 | 設置年月日  | 組合名称  | 組合長名 | 員數 |
|--------|-------|-------|----|--------|-------|------|----|
| 三、一〇、一 | 繁昌第一  | 横田松雄  | 三  | 三、八、七  | 中根第一西 | 斎藤勝利 | 二  |
| 三、一〇、一 | 兩宿舟子  | 額賀林栄  | 六  | 三、八、三〇 | 金上第二  | 森崎操  | 一六 |
| 三、一〇、一 | 中根第三  | 藤崎豊   | 六  | 三、九、一  | 金上第一  | 村上圭市 | 一八 |
| 三、一〇、五 | 繁昌前ノ内 | 真家昇   | 三  | 三、九、一  | 穴瀬第一  | 河野徹  | 九  |
| 三、三、元  | 吉川第三  | 松信義定  | 五  | 三、九、一〇 | 内宿第一  | 馬場忠  | 二三 |
| 三、六、二七 | 中根第二  | 真家優夫  | 四  | 三、九、二六 | 久保ノ沢  | 倉川光輝 | 七  |
| 三、六、元  | 山津平   | 山野安三  | 三  | 三、九、三  | 小舟津東  | 野友衛  | 八  |
| 三、八、一六 | 吉川宿   | 方波見邦道 | 六  | 三、九、三  | 小舟津西  | 平野耕造 | 二  |
| 三、八、一七 | 中根第一東 | 塚本安春  | 二  |        |       |      |    |

誰でもいつかは年寄りになります。また長い人生にはけがをしたり生活の柱である夫を失うことがないとも限りません。そんなときに年金がもたらえたらと思つたことはあります。そこで国民のすべてが仿ぐうちに保険料を積み立てて（これを拠出制といひます）そして国家がさらにその二分の一の額を援助して積立金に加えます。あなたが

老人になつたとき、あるいは不幸にして事故などで障害者になつたり、一家の働き手である夫を失つて母子生活になつたときにはそれぞれの年金をうけて安定した生活がおくれる制度——これが拠出制年金です。

被保険者  
◆必ず加入しなければならぬ人（強制加入）

▲昭和三十六年四月一日において二十才以上五十才未満

▲ 恩給、厚生年金、共済組合  
 などでは保障されている人の  
 配偶者またはこれらの遺族  
 年金をうけている人  
 ▲ 学生（ただし夜間または定  
 時制の学生、通信教育をう  
 けている人は強制加入です）  
 ▲ 昭和三十六年四月一日にお  
 いて五十才をこえ五十五才  
 をこえない人  
 ◆ 加入できない人  
 役所、会社、事業所などに

昭和三十六年四月一日にお  
いて五十五才をこえる人  
届出の受付はいよいよ  
十月から！  
国民年金資格取得届は強制加  
入者、任意加入者ともに十月  
一日から市町村役場で受付け  
ますから早目に届出下さい。  
とくに任意加入の方には昭和  
三十六年三月三十一日以降で  
は加入出来なくなる人もあり  
ますので早目に届出下さい。

水郷北浦湖畔唯一の北浦村役  
場で八月二十一日県出身斯界  
の武士佐海先生を迎へ同好者  
多数催さ盛大に納涼俳句大会  
が開催されました

選句左の通り

天 浦晴れて秋の気配のそこ  
はかと 泉陽  
地 舟のつく細き背戸みち鳳

## 人

仙花 夕峯  
台風のそれて安下の句に  
ひたる 泉陽

北浦村の駐車場は津澄ステーション（津澄分館）と金上ステーション（三和小学校）の二ヶ所になっており左記日時に圖書の貸し出しを行いますから有効に御活用下さい。

10月

|    |                                                                    |     |                                |
|----|--------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------|
| 1日 | 國勢調査、法の日、新聞週間、労働衛生週間、赤い羽根共同募金運動、芸術祭、若く青少年者保護運動、栄養改善普及運動、労働者家族の福祉運動 | 17日 | 貯蓄の日、薬と健康の週間                   |
| 2日 | イラク独立記念日、第九回へき地教育研究大会                                              | 21日 | 秋季全国交通安全運動、電信電話週間、第一〇回全国踏切安全運動 |
| 3日 | イラク独立記念日、第九回へき地教育研究大会                                              | 23日 | 霜降電信電話週間、秋季国体                  |
| 4日 | 里親デー                                                               | 24日 | 国連の日                           |
| 5日 | 第五回全国学力調査                                                          | 25日 | 結核予防週間                         |
| 8日 | 寒露、全国里親大会                                                          | 30日 | 秋の社会教育週間                       |
| 9日 | 万国郵便連合記念日、全                                                        | 31日 | 世界勤儉デー                         |

## 酒類の新価格制度について

酒類の販売価格は昭和十五年以降現在まで物価統制令という法律に基<sup>き</sup>づいて(公)として価格を定められておりますが、近く(公)が廃止になり自由価と思われま<sup>す</sup>。

(青年女子チーム)

八月二十五日麻生町において行われた第十四回県民体育祭行方郡大会に出場した北浦青年団女子チームは常日頃の練習と見事なチームワークが実を結び栄えある優勝旗を授与され行方郡代表と決定十月二日に行われる県大会に出場を約し堂々帰村した。なお体位の向上と体育振興のため、たえず練習を続けております。

県大会にも優勝されるよう健闘をお祈りします。

(寫眞は優勝旗と賞状を手にした選手)

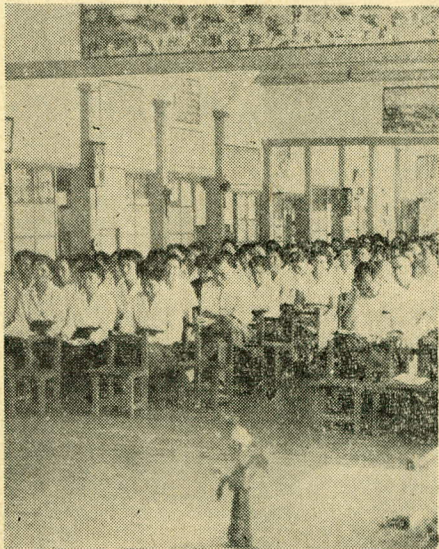
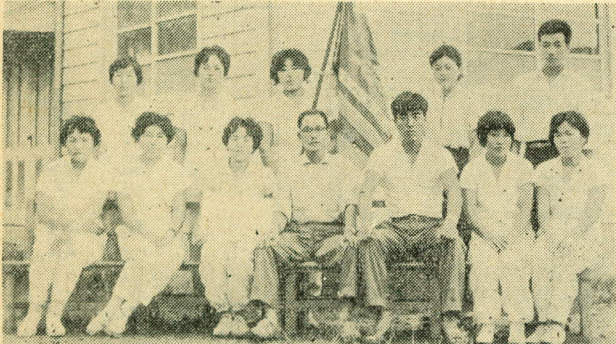
|    |        |
|----|--------|
| 人口 | 12.785 |
| 世帯 | 2.177  |

いずれも決算額による

イ 一般会計分

| 税 種    | 昭 和 34 年 度 |          |           | 昭 和 33 年 度 |          |           |
|--------|------------|----------|-----------|------------|----------|-----------|
|        | 調定額        | 一人当り     | 一世帯<br>当り | 調定額        | 一人当り     | 一世帯<br>当り |
| 村 民 税  | 5,036,930  | 393.97   | 2,313.70  | 4,117,995  | 322.09   | 1,891.59  |
| 固定資産税  | 12,922,410 | 1,010.74 | 5,935.87  | 12,810,750 | 1,002.01 | 5,884.58  |
| 軽自動車税  | 285,140    | 22.30    | 130.97    | 264,240    | 20.66    | 121.37    |
| たばこ消費税 | 2,524,650  | 197.46   | 1,159.69  | 2,487,410  | 194.55   | 1,142.58  |
| 電気ガス税  | 911,076    | 71.26    | 418.50    | 858,727    | 67.16    | 394.45    |
| 木材引取税  | 2,200      | 0.17     | 1.01      | —          |          |           |
| 合 計    | 21,682,406 | 1,695.92 | 9,959.76  | 20,539,122 | 1,606.50 | 9,434.59  |

尚特別会計国民健康保険事業の項にて、34年度決算額収入支出差引額は683.728円でありますので訂正致します。



熱心な受講者

上田講師のレクリエーション指導

